

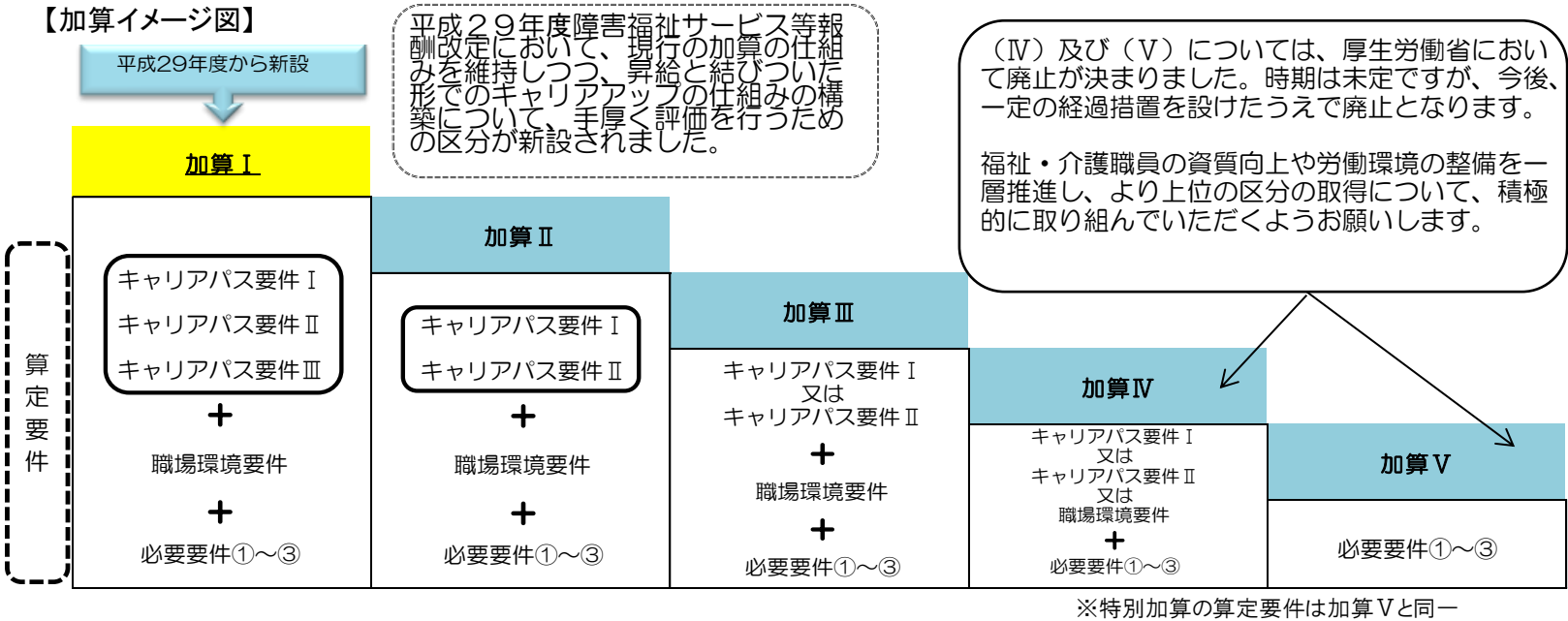
福祉・介護職員処遇改善（特別）加算について

1. 目的

福祉・介護職員処遇改善加算は、平成23年度まで実施されていた福祉・介護人材の処遇改善事業における助成金による賃金改善の効果を継続する観点から、当該助成金を円滑に障害福祉サービス等報酬に移行し、当該助成金の対象であった障害福祉サービス等に従事する福祉・介護職員の賃金改善に充てることを目的に平成24年度より創設されたものです。

2. 加算の種類及び算定要件

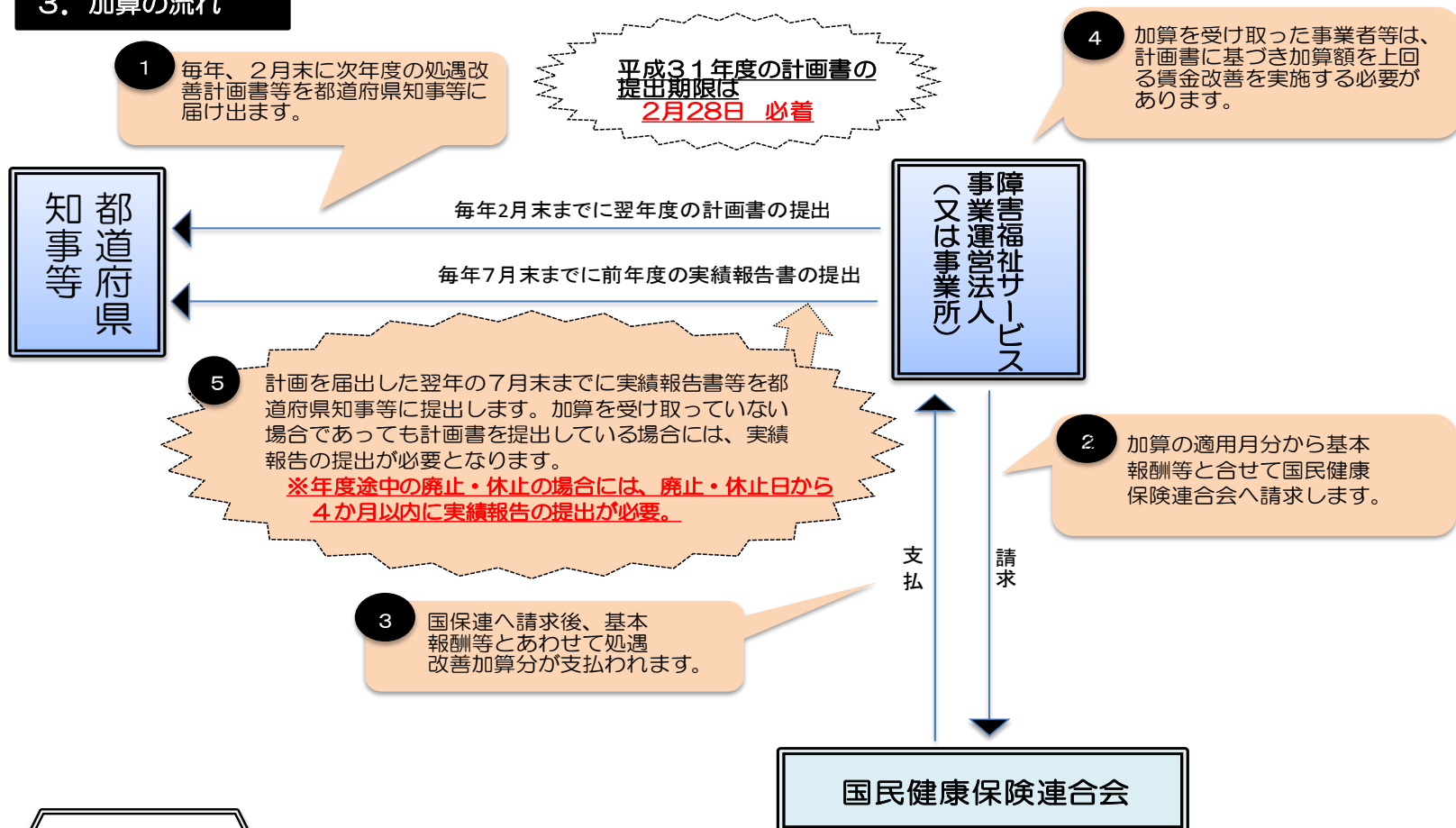
加算の種類		対象となる福祉・介護職員の職種
福祉・介護職員処遇改善加算	加算Ⅰ	ホームヘルパー、生活支援員、児童指導員、指導員、保育士、世話人、職業指導員、地域移行支援員、就労支援員、訪問支援員
	加算Ⅱ	
	加算Ⅲ	
	加算Ⅳ	
	加算Ⅴ	
福祉介護職員処遇改善特別加算		全ての職種が対象



【算定要件について】

必要要件	①賃金改善等に関する計画を作成し、全ての福祉・介護職員に周知するとともに、都道府県知事等に届け出た上で、加算の算定額に相当する賃金改善を実施すること。
	②事業年度毎に、福祉・介護職員の処遇改善に関する実績を都道府県知事等に報告すること。
	③労働に関する法令に違反し、罰金以上の刑に処せられていないこと。また、労働保険料の納付が適切に行われていること。
適用区分によって異なる要件	キャリアパス要件 ※下記いずれの要件においても、内容を全ての福祉・介護職員に周知していること
	【キャリアパス要件Ⅰ】 福祉・介護職員の任用の際における職位、職責又は職務内容等に応じた任用等の要件及び賃金体系を定めていること。
	【キャリアパス要件Ⅱ】 福祉・介護職員の資質向上のための目標及び計画を策定し、当該計画に係る研修の実施又は研修の機会を確保していること。
	【キャリアパス要件Ⅲ】 経験若しくは資格等に応じて昇給する仕組み又は一定の基準に基づき定期に昇給を判定する仕組みを設けていること。
	職場環境要件 (加算Ⅰ)、(Ⅱ)の職場環境要件 平成27年4月から届出を要する日の属する月の前月までに実施した処遇改善の内容（賃金改善に関するものを除く）を全ての福祉・介護職員に周知していること。 (加算Ⅲ)、(Ⅳ)の職場環境要件 平成20年10月から届出を要する日の属する月の前月までに実施した処遇改善の内容（賃金改善に関するものを除く）を全ての福祉・介護職員に周知していること。

3. 加算の流れ



！重要！

①について

- 届出にあたっては、別添2「書類提出先」及び別添3「必要書類一覧」をご確認ください。
- 年度途中に事業所を追加する場合又は廃止する場合には、変更する月の**前月15日まで（処遇改善加算担当（障害福祉）必着）に変更届**を提出する必要があります。
- 年度途中に新規で届出を行う場合には、算定月（サービス提供月）の**前月15日まで（処遇改善加算担当（障害福祉）必着）に計画書等**を提出する必要があります。

②について（加算額の計算方法）

- 総単位数（1か月あたり）×サービス別加算率×1単位の単価
※総単位数＝サービス別基本サービス費+各種加算減算
- サービス別加算率については、別添1別紙「サービス別加算率」をご確認ください。

③について

国保連から**処遇改善加算総額のお知らせ**が発行されます。実績報告時に必要になりますので、**必ず保存**をしておいてください。

④について

- 賃金改善の方法はベースアップや手当等が考えられますが、実費弁償・福利厚生（親睦会費、慰労会費、健康診断等）・役員報酬のような**賃金以外の項目に加算金は充当できません。**
 - 研修手当（※）、移動手当、待機手当、会議手当等労働時間に対する時給等には加算金を充当できません。
労働基準法に基づく通常の賃金に**上乗せする手当**を支払う計画であれば、本加算の支給対象と考えられます。
 - 残業代、休日手当、夜勤手当には、加算金を充当できません。労働基準法に基づく割増賃金に**上乗せする手当**を支払う計画であれば、本加算金の支給対象と考えられます。
- （※「平成27年度障害福祉サービス等報酬改定に関するQ&A VOL.2（平成27年4月30日）」問9 を参照）

⑤について（特に重要）

実績報告書の提出を求める等の指導を行っているにも関わらず提出を行わない場合、加算額以上の賃金改善が行われない場合など、加算の算定要件を満たしていない場合には、不正請求として全額返還となる場合があります。

【その他】

年度途中で賃金水準を引き下げた上で賃金改善を行う場合には、**特別な事情に係る届出書**の提出が必要となります。

4. 提出先

○東京都担当部署

〒163-8001 東京都新宿区西新宿2-8-1

東京都福祉保健局障害者施策推進部地域生活支援課処遇改善加算担当（障害福祉）

電話：03-5320-4230

（受付時間：午前9時00分から正午、午後1時00分から午後5時30分まで（平日のみ））

○八王子市担当部署（※八王子市へ提出する場合）

〒192-8501 東京都八王子市元本郷町3-24-1

八王子市福祉部障害者福祉課事業者指定担当

電話：042-620-7245（受付時間：午前8時30分から午後5時まで（平日のみ））

別添1 別紙「サービス別加算率」

【加算算定対象サービス】

サービス種別	加算率					
	処遇改善加算					特別加算
	加算Ⅰ	加算Ⅱ	加算Ⅲ	加算Ⅳ （加算Ⅲにより算出した単位×0.9）	加算Ⅴ （加算Ⅲにより算出した単位×0.8）	
居宅介護（4月～9月）	30.3%	22.1%	12.3%	11.07%	9.84%	4.1%
居宅介護（10月～）新加算率	30.2%	22.0%	12.2%	10.98%	9.76%	4.1%
重度訪問介護（4月～9月）	19.2%	14.0%	7.8%	7.02%	6.24%	2.6%
重度訪問介護（10月～）新加算率	19.1%	13.9%	7.7%	6.93%	6.16%	2.6%
同行援護（4月～9月）	30.3%	22.1%	12.3%	11.07%	9.84%	4.1%
同行援護（10月～）新加算率	30.2%	22.0%	12.2%	10.98%	9.76%	4.1%
行動援護（4月～9月）	25.4%	18.5%	10.3%	9.27%	8.24%	3.4%
行動援護（10月～）新加算率	25.0%	18.2%	10.1%	9.09%	8.08%	3.4%
療養介護	3.5%	2.5%	1.4%	1.26%	1.12%	0.5%
生活介護	4.2%	3.1%	1.7%	1.53%	1.36%	0.6%
重度障害者等包括支援	2.5%	1.8%	1.0%	0.90%	0.80%	0.3%
施設入所支援	6.9%	5.0%	2.8%	2.52%	2.24%	0.9%
自立訓練（機能訓練）	5.7%	4.1%	2.3%	2.07%	1.84%	0.8%
自立訓練（生活訓練）	5.7%	4.1%	2.3%	2.07%	1.84%	0.8%
就労移行支援	6.7%	4.9%	2.7%	2.43%	2.16%	0.9%
就労継続支援A型	5.4%	4.0%	2.2%	1.98%	1.76%	0.7%
就労継続支援B型	5.2%	3.8%	2.1%	1.89%	1.68%	0.7%
共同生活援助（指定共同生活援助）	7.4%	5.4%	3.0%	2.70%	2.40%	1.0%
共同生活援助（日中サービス支援型）	7.4%	5.4%	3.0%	2.70%	2.40%	1.0%
共同生活援助（外部サービス利用型指定共同生活援助）	17.0%	12.4%	6.9%	6.21%	5.52%	2.3%
児童発達支援	7.6%	5.6%	3.1%	2.79%	2.48%	1.0%
医療型児童発達支援	14.6%	10.6%	5.9%	5.31%	4.72%	2.0%
放課後等デイサービス	8.1%	5.9%	3.3%	2.97%	2.64%	1.1%
居宅訪問型児童発達支援	7.9%	5.8%	3.2%	2.88%	2.56%	1.1%
保育所等訪問支援	7.9%	5.8%	3.2%	2.88%	2.56%	1.1%
福祉型障害児入所施設	6.2%	4.5%	2.5%	2.25%	2.00%	0.8%
医療型障害児入所施設	3.5%	2.5%	1.4%	1.26%	1.12%	0.5%

※ 短期入所（併設型・空床利用型）については、本体施設の加算率を適用することとし、短期入所（単独型）については、生活介護の加算率を適用します。
※ 障害者支援施設が行う日中活動系サービスについては、施設入所支援の加算率を適用します。

【加算算定非対象サービス】

サービス種別	加算率
就労定着支援、自立生活援助、計画相談支援、障害児相談支援、地域移行支援、地域定着支援	0%